

令和 8 年

寒河江市農業委員会第 8 回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第8回総会

日 時 令和8年7月28日（火）午前9時00分
会 場 寒河江市役所 1階 議会会議室

出席委員

1 番 後 藤 孝 好	2 番 安 孫 子 智	3 番 高 橋 憲 明
4 番 西 尾 沙 織	5 番 眞 木 早百合	6 番 鈴 木 浩 之
7 番 郷 野 富司男	8 番 五十嵐 博 志	9 番 鬼 海 和 幸
10 番 山 田 和 義	11 番 原 田 義 人	12 番 氏 家 理 香
13 番 熊 坂 省 吾	14 番 芳 賀 孝 博	15 番 大 泉 孝 彦
16 番 布 施 功 子	17 番 芳 賀 宏	18 番 木 村 三 紀

出席農地利用最適化推進委員

1 番 小 野 敏 行	2 番 武 田 浩 治	3 番 斎 藤 幸 宏
4 番 渡 邊 慎 一	5 番 熊 坂 浩 行	6 番 伊 藤 貴 裕
7 番 大 沼 勲	8 番 菖 蒲 修	9 番 秋 場 淳 克

事務局

事 務 局 長 渡 邊 健 一	事務局長補佐（総括） 佐 藤 陽 一
事務局長補佐（農地担当） 日下部 靖 広	農 地 係 主 任 芳 賀 遼太郎
農 地 係 主 事 鈴 木 颯	総 務 係 主 任 清 野 倫

報告事項

- （1）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- （2）工事進捗状況報告書について
- （3）農地の転用事実に関する照会について

議事

- （1）議第26号 寒河江市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
- （2）議第27号 農地法第3条の規定による許可処分について

- (3) 議第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第29号 非農地証明願の審議について
- (5) 議第30号 令和8年度寒河江市農業委員会運営方針(案)について

開会 午前 9時28分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第8回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、3番高橋委員、4番西尾委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、清野主任にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) 報告事項につきまして、事務局から報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 質問がないようですが、事務局からありませんか。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) ありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第26号「寒河江市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」を上程します。

ここで、先日開催されました評価委員会の報告を求めます。芳賀宏会長職務代理者、報告をお願いします。

芳賀会長職務代理者 はい、議長。

木村議長 はい、芳賀会長職務代理者。

芳賀会長職務代理者 17番、芳賀です。

去る7月21日に開催されました寒河江市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の報告を行います。

評価委員といたしましては、私と両常任委員会の新委員長、新副委員長及び農業委員会事務局長の6名が評価委員となり候補者の評価を行いました。農地利用最適化推進委員候補者につきましては、9つの地区にそれぞれ1名の定員で募集を行いましたが、各地区にそれぞれ1名の団体推薦または個人応募がなされたという結果でありました。評価につきましては、応募書の記載内容をもとに応募地区からの信頼度、本市及び応募地区の農業に関する識見、農業の経歴と経営実績、

推進委員としての業務遂行への意欲などを総合的に勘案し適否の判断いたしました。

協議の結果、各候補者ともにそれぞれの地区から厚い信頼を受けており、農業に関する識見も不足はないと判断されることから、推進委員として業務を十分に遂行していただける方であると評価いたしました。以上のことから、候補者9名は全て農地利用最適化推進委員に適しているという結果となりました。

以上、報告いたします。

木村議長

ありがとうございました。

ただいまの芳賀会長職務代理者からの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第26号「寒河江市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第26号は原案のとおり決定いたしました。

それでは、農地利用最適化推進委員への委嘱状を交付しますので、その間、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時34分

再開 午前 9時46分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして、議事を再開します。

先ほど推進委員に委嘱状を交付しましたので、これより推進委員にも総会に出席していただきます。推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、意見を述べることができますので申し添えいたします。

木村議長

それでは、議第27号から議第30号まで、農地法関連等の議案について、一括上程します。

(1) 議第27号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(3) 議第29号「非農地証明願の審議について」

(3) 議第30号「令和8年度寒河江市農業委員会運営方針(案)について」

以上、議第27号から議第30号まで、一括上程いたします。

次に、議事参与の制限ですが、議第27号「農地法第3条の規定による許可処分について」、1番後藤委員が関係委員となっております。

木村議長

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。大泉委員、報告をお願いします。

大泉委員

はい、議長。

木村議長

はい、大泉委員。

大泉委員

15番、大泉です。

去る7月17日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第3条新規就農案件2件、非農地証明願案件2件の合計4件を審査しました。

議第27号「農地法第3条の規定による許可処分について」、順位52番と53番です。新規就農希望者の農地に係る申し合わせに基づき、取得農地の利用計画書、営農計画書等の書類を提出してもらっております。申請書及び取得農地の利用計画書、営農計画書によると、新規就農を希望する賃借人は、寒河江地区在住の27歳の男性、実家は柴橋地区です。農業を営もうとする理由ですが、営農計画書等によりますと、中山町の農家の手伝いでネギを育て、自分に合っていると思い、農業をしたいとのことでした。申請地は既にきれいに整地されており、このままであれば農業を営めると判断しました。

事前審査会においては、異議なしとされたところです。新規就農者ということもあり、長い目で見守っていく必要があるという意見がありました。地区審査でも十分な審査をお願いします。

議第29号「非農地証明願の審議について」順位2番、白岩地区の案件です。申請地は、旧幸生小学校の川向、山形山ホーテロ村の北側にあり、35年前から耕作しておらず、原

野化し、現在に至っているものです。事前審査会では現地調査を行いませんでしたが、地区農業委員により原野化していることを確認しており、また航空写真から農地でないと判断でき、非農地と判断できる場所でした。

順位３番、柴橋地区の案件です。申請地の１つ目、大字中郷字行沢は住宅に付随する土地で、昭和４年に新築した建物として使用され、現在に至っており、非農地と判断できる場所でした。

申請地の２つ目、大字中郷字狸森はマイクロバスで行くには困難な場所で現地調査を行いませんでした。平成３年頃には原野であり、現地の写真から農地でないと判断でき、非農地と判断できる場所でした。

申請された案件については、すべて異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については３０分程度としまして、１０時１５分までとします。

それでは地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 ９時５２分

再開 午前１０時１２分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして、議事を再開します。

初めに、議第２７号「農地法第３条の規定による許可処分について」、１番後藤委員が関係委員となっておりますので、

関係委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

それでは、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、安孫子委員、お願いします。

安孫子委員 はい、議長。

木村議長 はい、安孫子委員。

安孫子委員 2 番、安孫子です。

議第 2 7 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」、5 ページをお開きください。順位 5 2 番、5 3 番は貸人、借人がそれぞれ同一であります。契約期間が 5 2 番が 1 年、5 3 番が 1 0 年ということであるため 2 件となっております。2 件併せて報告させていただきます。

(議案書順位 5 2 番、5 3 番朗読)

5 2 番の場所ですが、地図をご覧ください。陵南中学校を西に進み長生園の先、高速道路の手前になります。こちらを手前を右に入り、間もなく右側の農地になります。こちらですが、樹園地でしたが借人が既に抜根、伐採しており、整地するだけの状態でした。

続きまして 5 3 番の場所ですが、長生園の先の高速道路をくぐり、金谷に入り、旧道に入り間もなく左に入って行ったところにある農地になります。こちらも樹園地でしたが、借

人はすでに伐採、抜根、整地を行っており、植栽可能な状態になっていました。借人は３年前から中山町の農家で長ネギ栽培の手伝いをし、自分で農業をしたいと思い新規就農を考えたそうです。５２番、５３番ともに長ネギを栽培することです。こちら７月１２日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。計画どおりであれば問題ないと判断しました。事前審査会、本日の地区審査でも意義ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。

大泉委員

はい、議長。

木村議長

はい、大泉委員。

大泉委員

１５番、大泉です。

５ページをご覧ください。順位５４番。

（議案書順位５４番朗読）

場所は県道４８５号、中郷バイパスと国道２８７号の交差点のヤマザワ寒河江西店の駐車場の西側の道路向いになります。７月１４日、地区の農業委員と推進委員で現場を確認してまいりました。申請どおりであれば、何ら問題はなく、本日の地区審査、事前審査でも意義はございませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございました。

 続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 順位５２番から５４番まで、農地法第３条調査書に基づく調査の結果、農地法第３条第２項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

 以上です。

木村議長 ありがとうございました。

 これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

 （発言なし）

木村議長 意見がないようですので、採決いたします。

 議第２７号「農地法第３条の規定による許可処分について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

 （全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第２７号は原案のとおり決定いたし

ました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します

(関係委員入室)

木村議長

関係委員に申しあげます。議第 27 号は原案のとおり決定したことを報告します。

次に、議第 28 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、安孫子委員、お願いします。

安孫子委員

はい、議長。

木村議長

はい、安孫子委員。

安孫子委員

2 番、安孫子です。

議第 28 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、7 ページをご覧ください。順位 17 番。

(議案書順位 17 番朗読)

こちらの場所ですが、寒河江バイパスと幸楽苑の交差点を西側に入りまして、山形ダイハツを右に入り、間もなく左側の農地になります。譲受人はこちらの近くのパオラレディの役員で、会社の駐車場が手狭になっていたところ、近くの申請地の売却の申し入れがあり、従業員の駐車場とするそうです。なお、会社には譲受人が買い受けて賃貸借する予定とのこと。7 月 12 日、寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地調査を

行いました。周辺は住宅及び駐車場等に囲まれており、申請どおりであれば問題ないと判断しました。事前審査会、本日の地区審査でも意義はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。

鈴木委員

はい、議長。

木村議長

はい、鈴木委員。

鈴木委員

6 番、鈴木です。

同じく 7 ページをご覧ください。順位 1 8 番。

(議案書順位 1 8 番朗読)

地図をご覧ください。寒河江学園の北側になります。この場所については以前地域計画からの除外、農振除外の申請時に農業委員・推進委員で現地を確認しておりますので、今回は現地の確認は省略させていただきました。事前審査会、本日の地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 順位 17 番は貸駐車場用敷地への転用申請となっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位 18 番は、三泉地区にある社会福祉法人寒河江学園が避難通路を整備する計画となっております。申請地はおおむね 10ha 以上の規模の一団の区域内にある農地で、第 1 種農地と判断します。第 1 種農地は原則不許可ですが、既存施設と接続しており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、地域計画及び農振除外の手続きを経ております。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長 ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長 意見がないようですので、採決いたします。

議第 28 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第２８号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に、議第２９号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、柴橋地区、大泉委員、お願いします。

大泉委員 はい、議長。

木村議長 はい、大泉委員。

大泉委員 １５番、大泉です。

議第２９号「非農地証明願の審議について」、９ページをお開きください。順位３番。

(議案書順位３番朗読)

場所について、行沢の方は国道４５８号の中郷バイパス沿いで、国道２８７号と４５８号の交差点にあるローソンを東の方に約１ｋｍ、あんどうクリニックという医院がありますが、そのあんどうクリニックの駐車場を東へ２０ｍのところにあります。７月１７日の事前審査会の現地調査で、委員全員で行って来ました。非農地証明について意義ございませんでした。本日の地区審査でも意義はございませんでした。また、狸森の現地調査は昨今の熊事情などもあり、農道事情からも写真での判断になりました。事前審査、地区審査とも意義ございませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございました。
 続いて、白岩地区、眞木委員、お願いします。

眞木委員 はい、議長。

木村議長 はい、眞木委員。

眞木委員 5 番、眞木です。
 同じく 9 ページをご覧ください。順位 2 番。

(議案書順位 2 番朗読)

順位 2 番について、7 月 15 日に白岩地区の農業委員・推進委員で現地を確認しようとしたが、事由にも書いてあるとおり、あと地図を見てもわかるとおり原野であり、当該農地への道も熊出没の危険があるということから途中まで行って断念して終了しました。地目にもあるように、現況が原野であるということから非農地であると判断することに問題ないと思われます。事前審査会、地区審査でも意義ありませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございました。
 続いて農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 特にありません。

木村議長 ありがとうございました。
それでは、これより質疑に入ります。
ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長 意見がないようですので、採決いたします。
議第２９号「非農地証明願の審議について」原案のとおり
決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第２９号は原案のとおり決定しました。
次に、議第３０号「令和８年度寒河江市農業委員会運営方針（案）について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（総括）） はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（総括）） それでは、左上の方に議第３０号と書いてある別冊の
議案書の方をご覧くださいと思います。議第３０号「令

和 8 年度寒河江市農業委員会運営方針（案）について」ご説明させていただきます。農業委員会の運営方針につきましては毎年度、農業行政や国制度の変更等を反映させ、内容を修正しながら制定してきております。令和 8 年度寒河江市農業委員会運営方針につきましては、昨年度から今年度にかけて農業行政や国等の政策に大きな変化がないことから、基本的に令和 7 年度の運営方針を踏襲し、一部文言等について修正を加えて案としております。1 としまして、基本方針には運営方針の総括を記載し、2 活動方針では農地利用の最適化を推進するための農業委員会の活動や地域計画の実現並びにブラッシュアップへの協力、遊休農地の解消・発生防止、新規就農者初め担い手への支援についての方針について記載しております。3 の事業計画では法定事務を初め担い手への農地利用の集積と集約化、遊休農地対策、担い手の育成・確保対策等について、より具体的な事業内容を記載しております。

以上となりますがご審議の程よろしく申し上げます。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの運営方針案について、発言のある方は挙手をお願いします。

鈴木委員

はい。

木村議長

はい、どうぞ。

鈴木委員

事業計画の（２）e M A F F 農地ナビの適正な運用とあるんですけど、いつになったら直るんでしょうか。

木村議長 タブレットのことですか。

鈴木委員 はい。

事務局（事務局長補佐（総括）） 申し訳ございません。本日までの準備などでタブレットの方まだ確認できておりません。なるべく早く解消させていただくようにしたいと思います。

木村議長 ということでよろしいでしょうか。

鈴木委員 はい。

木村議長 その他にございませんか。

（発言なし）

木村議長 ないようですので、採決したいと思います。

議第30号「令和8年度寒河江市農業委員会運営方針（案）について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第30号は原案のとおり決定しました。

木村議長 これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上を持ちまして、本日の総会を終了します。

ご苦勞様でした。

閉会 午前 1 0 時 3 5 分

令和8年7月28日

第8回総会 議長 木村三紀

議事録署名委員 3番委員 高橋憲明

議事録署名委員 4番委員 西尾沙織